

第50期第2回常任幹事会 報告

日時 2020年7月30日(木)13:30～

会場 東京労働会館地下中会議室

出欠：吉田、白滝、石村、芝宮、椎橋、西川、寺川、窪田、阿久津、西坂、相川、小形、深沢 (今井)、細見、加藤(斯波)、佐藤、杉山、佐々木、田村、市橋、酒井、加藤、坂本、名越、菅谷、吉野、岡本、森松、前沢 19/29 (下線欠席) 議長：窪田次長

東京では新型コロナの新規感染が止まらない中、社保協としても感染予防のためリモートでの参加も呼びかけて、会議時間も短縮して常任幹事会を開催します。

13:30～14:30 第2回常任幹事会 (名前を□で囲ってあるのはリモート参加)

1、報告

※会長あいさつ後以下の報告を受け承認しました。

1.活動報告

6月

26日(金)14:00～ 6.26緊急院内集会

7月

- 1日(水)13:30～ 中央社保協第9回運営委員会
- 5日(日) 東京都知事選挙投開票日
- 8日(水)10:00～ 介護をよくする東京の会事務局会議
- 11日(土)10:00～ 八王子社保協2020年度総会
- 13:30～ 清瀬社保協第24回総会
- 13日(月)13:45～ 消費税廃止東京各界連事務局会議
- 14:00～ 外科医えん罪事件高裁判決公判
- 14日(火)12:00～ 「4の日」宣伝←中止
- 17日(金)11:30～ 社保協独自都知事要請
- 12:15～ 都議会第2回臨時会開会日行動
- 15:00～ 中央社保協関東甲ブロック事務局長会議
- 18日(土)13:30～ 板橋社保協第59回総会
- 22日(水)10:30～ 新生存権裁判東京弁論準備
- 27日(月)18:00～ 中央社保協代表委員会
- 28日(火)13:30～ 生存権裁判を支える東京連絡会第4回幹事会
- 30日(木)13:30～ 東京社保協第2回常任幹事会

2. 中央社保協、地域社保協の取り組み

(1) 中央社保協

① 7月1日(水)13:30～ 中央社保協第9回運営委員会 資料: 1～15

③ 2020年度第64回全国総会 資料: 16～18

日時 9月2日(水)13:30～16:00

会場 日本医療労働会館とリモート

(2) 加盟団体・友誼団体の総会・学習会など

① 7月11日(土)10:00～ 八王子社保協2020年度総会…窪田

13:30～ 清瀬社保協第24回総会

② 7月12日(日)10:00～ 東京医労連第86回大会…メッセージ

③ 7月12日(日)13:30～ CU東京第12回大会…メッセージ

④ 7月18日(土)13:30～ 板橋社保協第59回総会…寺川

(3) 共闘団体報告

(1) 介護をよくする東京の会第2回事務局会議

① 事務局会議 7月8日(水)10:10～11:35 資料: 19～22

② 協議内容

- ・この間の情勢や各団体の取り組みを交流した。医労連のツイッターデモはコロナ下での活動形態として参考になるのではないか？
- ・引き続き意見提出など介護提言作成に関わってゆく。
- ・介護報酬改定関係での情報を集め、保険料値上げさせない事とともに要請していく。
- ・知事候補アンケート回答を活用して、都に対しても要請する。東京民医連が国と各自自治体向けにコロナ対応介護要請(団体署名)を行うので、会として都宛の団体署名を作成して知事要請、懇談を行う。要請締め切り8月末。案文は持ち回り承認。
- ・同時にコロナ感染第2、3波対応を国や自治体に要請すべく介護事業所アンケートを実施する。アンケート案文は持ち回り承認。期限8月末。都内介護事業所名簿を揃え、事業所数を絞って郵送やファックスでアンケート送付。ファックス、メールで回答を得る。
- ・10月25日「介護全国学習交流集会」 会場とオンライン視聴で開催
- ・11月11日「介護・認知症なんでも無料電話相談会」実施。目標は去年の3倍で300件として、各団体での宣伝を強める。
- ・7月28日 あずみの里判決。集会等の具体化はこれから。

③ 「4の日」宣伝8/14は開催。

④ 次回事務局会議 8月12日(水)10:00～自治労連会議室。

(2) 消費税廃止東京各界連絡会

① 事務局団体会議 7月13日(月)13:45～15:00

20200730第2回常任幹事会

②7月13日(月)12:00~12:30 大塚駅南口宣伝

5団体17人、署名5筆、チラシなど100枚配布

次回 8月17日(月) 12:00~12:45 大塚駅南口

- ・都知事選で、公開質問状を候補者5名に発送して、回答が宇都宮氏(消費税率引き下げ)、小池氏(10%のまま)からあった。
- ・景気対策で消費税減税の声が高まっている

③当面の活動

- ・新しいポスター・のぼり・ティッシュを各団体におろしている。不足の場合は相談を。
- ・今年はキャラバン宣伝の代わりに、池袋など主要ターミナル駅で宣伝行動を行う。それに使う横断幕を作成する。
- ・各界懇談会をネット配信。7月15日、13~15時 国会会議室から
- ・消費税をなくす会が学習パンフレット

④次回事務局団体会議 8月17日(月)13:45~ 自治労連会議室

(3) 生存権裁判を支える東京連絡会

①裁判期日

第7回 10月22日(木)11:30~

次回も弁論準備として原則傍聴なしですが、弁護団の要請で裁判所も譲歩し、原告、弁護団、傍聴支援者の合計22人ですので、傍聴支援者は4~5人です。
報告集会を弁論準備終了後に開催します。

②裁判所に対する要請署名の強化

名古屋地裁が6月25日に不当判決を出したことから、改めて裁判所への要請を強めます。各守る会の単組、連絡会の団体、個人署名を引き続き集約します。新しい署名についても準備します。

③次回第5回幹事会 日程未定

(4) 都民連第5回世話人会

①世話人会議 7月31日(金)13:30~

②総会 日程 9月11日(金)13:30~16:00

会場 ラパスホール(最大50人までの定員制)

冒頭学習(60分程度) 学習会のみ参加も可

③都議会第3回定例会開会日行動

1) 日程(予定)

開会日 9月18日(金)

代表質問 9月28日(月)

一般質問 9月29日(火)

閉会日 10月7日(水)

2) 開会日行動

行動 9月18日(金)12:15~12:45

形態 スタンディングとリレートーク

※参加動員はしません。各団体から複数参加で全体で50人まで

(5) 東京高齢期運動連絡会

- ①第1回常任幹事会 7月20日(月)
- ②日本高齢者大会は今年中止、2021年9月23・24日長野で開催予定
- ③東京のつどい、全体集会は中止
- ④次回常任幹事会 9月25日(金)14:00～ 東部区民事務所

(6) 第13回東京自治研集会第3回実行委員会

- ①実行委員会 8月5日18:30～
- ②全体集会・分科会の扱い コロナ禍が収まらず、また会場を予定していた大学からの要請もあり、今年全大会・分科会とも中止。
- ③冊子の発行 実行委員長あいさつ、記念講演、基調報告などを掲載
- ④第5回起草委員会 9月11日(金)15:00～

3. 会計報告

省略

2. 協議事項

1. 情勢の特徴

(1) 都知事選挙結果

宇都宮けんじさんは、勝利はできませんでしたが、大健闘されました。

宇都宮けんじさんが掲げた都政改革の政策的訴え、①検査と医療体制の抜本的拡充、徹底した補償によってコロナ災害から都民のいのちと暮らしを守り抜く、②都立病院・公社病院の独立行政法人化を中止し拡充をはかる、③カジノ誘致の中止などは、どれも多くの都民の切実な願いに応えて、今後の都政のすすむべき方向を示した道理あるものです。

市民と野党の共闘が、都知事選を通じて発展したことは、今後につながる大きな成果です。立憲民主党、日本共産党、社民党、新社会党、緑の党の支援とともに、多くの文化人・知識人にも支援の輪が広がり、すべての小選挙区単位で宇都宮選対がつくられ、力をあわせてたたかいぬくことができました。こうした共闘のたたかひのなかで連帯と信頼の絆が広がったことは、大きな財産です。

(2) 安心して暮らせる社会へ抜本的な社会保障政策の見直しを

政府は、7月17日、「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」(骨太方針2020)を閣議決定しました。

新型コロナウイルス感染拡大を通じて、医療をはじめとした社会保障費抑制政策の下で弱体化された社会保障の深刻な状況が明らかになったにもかかわらず、引き続き国民の負

担増をもたらすこれまでの「骨太方針」を着実にすすめるとし、さらに、「新たな日常」の実現を前面に打ち出し、医療費抑制を念頭に社会保障抑制・削減策の再編・構築を押しすすめるとしていることは、極めて重大な問題です。

緊急を要する医療機関への経営支援策について具体策は示されていません。医療機関への実効性のある財政措置を早急に実施すべきです。

さらに、国民の健康に影響を及ぼす「新たな日常」に対応した「新しい働き方」などとする低賃金、長時間労働、不安定な働き方の拡大につながるテレワーク、兼業・副業の促進などの方向性が示されています。労働者の心身が疲弊し、損なわれていく危険があるばかりか、不安定な雇用・賃金・労働条件は、社会保障体制の安定にも悪影響を及ぼすものです。

(3) コロナ感染下、強行される社会保障抑制・削減策

今の政府の「経済対策」の中心は、公共事業の追加やマイナンバーカード取得者へのポイント付与などであり、軍事費は8年連続増額で5兆3千億円を超えています。資本金10億円以上の大企業の内部留保は487兆円もの巨額になっており、長年の大企業優遇の結果と言えます。

一方で、社会保障予算の前年度の水準を維持するための「当然」の増額については、安倍政権のもとで4回連続となる診療報酬マイナス改定などで削減、年金は「マクロ経済スライド」で実質削減となっています。

2020年度の一般会計予算の収入額では、消費税が10%に増税されたことにより、1位消費税、2位所得税、3位法人税となりました。所得課税（所得税・法人税）をおろそかにして、消費税と国債に依存する税財政が社会保障を削る悪循環にもなり、高齢化などに伴う社会保障の増額分は概算要求で減額され、年金も減少、75歳以上の一部負担金2割化、介護利用料負担増など、改悪が延々と続いています。

非正規労働者を中心にした解雇・雇止め、中小業者の倒産や廃業も増えており、ますます危険性が顕在化してきています。

また、管理・監視社会を強化するマイナンバーカードの普及を一気にすすめる狙いもあわせて顕在化しています。

(4) ますます過酷になる生活 消費税率5%への減税を

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」（2020年5月）によると、実質賃金は3か月連続の減収、2015年6月以来5年ぶりの大きな減収率となっています。総務省の家計調査（2020年5月）では、実質消費支出が前年同月比で16.2%減、消費税増税の2019年10月から8か月連続の減少です。同じく労働力調査では、2020年5月の完全失業者数は198万人で、前年同月に比べ33万人増、4か月連続の増加となっています。

不況の一つの要因として、消費税の導入並びに税率のアップにあることは間違いありません。コロナ禍の下で「消費税減税は、貯蓄に回り買い控えが起きる」などの声もありますが、世界では付加価値税（日本の消費税にあたる間接税）の減税の動きが相次ぎ、イギリスやドイツなど19か国が税率引き下げや納税免除などの減税措置を実施しています。

消費税の5%減税策は、国民の暮らしをあたため、個人消費を引き上げ、経済を押し上げるものです。

（５）社会保障抑制路線の転換を迫る圧倒的な世論を

政府は、今年夏に予定していた全世代型社会保障検討会議の「最終報告」のとりまとめを半年延期し、年末にするとしています。

この間、公立・公的病院の統廃合計画の中止・見直し、PCR検査体制の拡充など医療提供体制の充実を求める大きな世論が巻き起こりました。また国民健康保険の保険料の減免・猶予措置や国の負担での傷病手当の実施措置、資格証明書で通常の受診ができるようにすることなど、地域・現場からの要求が行政を動かしています。

今の医療・介護をはじめとする社会保障の危機とも言われる状況は、公的支出を「無駄」として抑制し続けてきた結果であることを地域住民に示し、安倍政権の国民負担増路線、社会保障抑制路線の転換を迫る圧倒的な世論を作り出していくチャンスとしてとらえることが重要です。

（６）愛知生存権裁判で名古屋地裁が不当判決

6月25日、名古屋地方裁判所は、原告の請求を棄却する不当判決を言い渡しました。

現在、全国29か所の地方裁判所で1025人の原告が闘っている裁判の初めての判決です。判決は、厚生労働大臣の裁量の範囲を広く認め、国の主張を全て丸のみにして裁量の範囲とするもので、司法の役割を放棄し、容認できるものではありません。原告らの厳しい現状を無視し、問題に目をつぶってしまうものです。

2013年引き下げ前の生活保護基準に戻し、生活保護利用者の健康で文化的な生活を保障するまで断固として闘い続ける決意を原告団、弁護団はじめ、全生連、いのちのとりでアクションは表明しています。

（７）安倍政治を転換し、憲法を守り活かす政治を

国民と野党が、さらなる新型コロナの支援対策を求めているにもかかわらず、会期延長もせず通常国会を閉じ、切実な要求、声に背を向けている異常な安倍政権の姿勢に、退陣を求める国民の声が大きくなり、内閣支持率は急落しています。「医療危機」「介護崩壊」「貧困な公衆衛生」等、いのちと暮らしを脅かす現在の状況は、医療費抑制、国民負担増、サービス削減等のこれまでの社会保障削減政策によるものであり、安倍政治の転換を迫る圧倒的な世論を作り出していくことが求められています。

社会保障各分野の制度充実と予算確保、地域住民の要求、声を徹底させる世論の風を大きく吹かせ、憲法を守り、活かす政治を求めていきましょう。

2、当面の重点課題

(1) 「お金の心配なく、国の責任で、安心して暮らせる社会に
社会保障制度の拡充を求める請願」署名は引き続き取り組みます。

3月以降7月までの「4の日宣伝」は新型コロナウイルス感染の広がりのため、中止しました。8月14日は実施予定です。

東京社保協・中央社保協の共同での「4の日宣伝」は、2017年2月からスタートし、2020年2月まで32回、延べ1,182人、2,810筆の署名、80件の介護相談・年金相談、約146,700個のハガキ付ティッシュを配布しています。

1) 「お金の心配なく、国の責任で、安心して暮らせる社会に 社会保障制度の拡充を求める請願」署名(2020年新署名)の活用を

現在取り組んでいる「2020年新署名」は年内取り組み、来年の通常国会に提出します。

2) 地域社保協・団体の宣伝にプラスターの活用を

宣伝行動を成功させるために新しいプラスター3種類のデータを地域社保協・加盟団体に送付してあります。裏張りをして宣伝行動で活用してください。

3) 以降の「4の日」宣伝予定

JR巣鴨駅前宣伝(12:00~13:00)

8月14日(金)、9月14日(月) ※8月はお盆にあたりますが、予定通り取り組みます。

4) 各地域社保協では独自・共同の宣伝(再掲)

9の日宣伝や消費税宣伝の時に合同で計画してください。

(2) 安倍9条改憲阻止に向けて

3000万署名運動は市民と野党の共闘を大きくバックアップし、同署名はおよそ1000万筆が国会に提出されました。憲法東京共同センターは200万9108筆を集計しており、東京社保協は社保宣伝時に3000万署名も併せて実施して、この運動の成功に貢献してきました。この運動の熱量を緊急署名にも活かして、安倍改憲を阻止する必要があります。

3000万署名の賛同者は、安倍政権への批判を意識し、その声を署名に託していることが多く、そうした特徴を念頭においた運動展開が成功のカギでした。庶民の生活の困難さに向き合わず改憲に前のめりになっている安倍政権への批判を、憲法署名への賛同という形で寄せてもらうことは大変必要です。

現在、全国市民アクションと総がかり行動実委は「STOP改憲発議緊急署名に切り替えて運動を展開しています。憲法東京共同センターもこの提起に沿って訴える署名を推進し、6月末現在5万筆弱を集めています。全都一丸となって署名を集めていきましょう。

(3) 都立・公社病院の地方独立行政法人化の中止を

都知事選で宇都宮けんじ氏が「都立・公社病院独法化中止」を明確にし、宇都宮けんじ氏を支持した野党(立憲民主党、日本共産党、社民党、新社会党)も「都立・公社病院独

法化中止」を主張したことは独法化方針中止の運動への大きな力となりました。連絡会は、都知事選後の定例都議会開会日に向けてすべての政党・会派へ「Q&A」パンフを届け、開会日行動への参加・メッセージ要請を行いました。参加は日本共産党だけでしたが、都民連・社保協・地評主催の開会日行動には日本共産党とともに立憲民主から参加、連帯のあいさつが寄せられました。

各地域の守る会も宇都宮けんじ候補と共に「独法化反対」の声を広げる宣伝・対話行動に奮闘しました。清瀬市議会での意見書採択、世田谷・板橋区議会での継続審議、大田区議会・東久留米市議会では不採択でしたが取り組みは広がっています。東京都は独法化方針を撤回するどころか、6都立病院で「アンケート調査」を実施（7月20～31日）し、その問いでは「都立病院の地方独立行政法人化は、利益を優先するために行うものではなく、医療やサービスを向上させるためであることを知っていましたか？」など独法化により患者サービスは後退しないことを強調しています。たたかいは正念場です。12月の第4回定例都議会、1月の定例都議会で「都立病院廃止条例」を提出することも予測されます。10月末まで3万筆の署名を集め、コロナ禍での医療崩壊させないたたかいと共に、各地域での宣伝や医師会をはじめとした医療関係団体との懇談・申し入れを行い「独法化反対」の世論を広げる。440の公立・公的医療機関の再編統合の対象となった台東病院など9病院を守る取り組みと共同して運動をすすめます。（台東病院守る会は7月26日に結成総会） 資料：23～25

3、要請事項、その他

（1）外科医えん罪控訴審判決 資料：26～28

7月13日、東京高等裁判所第10刑事部は、乳腺外科医師冤罪事件の控訴審において、「外科医師は無罪」とした東京地裁の無罪判決を破棄して有罪判決を出しました。

この事件は、2016年5月10日、東京都足立区の柳原病院で右胸から乳腺腫瘍を摘出する手術を執刀した外科医師が、女性患者から「術後に左胸を舐めるなどのわいせつ行為をされた」と訴えられたものです。患者は手術時に全身麻酔をしており、「被害」を訴えたのは術後約30分のことでした。外科医師は、一貫して無実を主張していました。

外科医師は2016年8月25日に「準強制わいせつ罪」で逮捕され、9月に起訴されました。逃亡・証拠隠滅の恐れがないにもかかわらず、外科医師の身柄拘束は105日間も続きました。

弁護団は、「女性患者は術後せん妄の状態にあり、幻覚を見ていた可能性がある。科学捜査研究所によるDNA鑑定およびアミラーゼ鑑定は再現性・科学的信頼性がない。手術前の診療行為の際などに、外科医師のDNAが付着した可能性があり、わいせつ行為を行ったことにはならない」と一貫して主張してきました。

東京地方裁判所においては、①麻酔覚醒時のせん妄の有無と程度による患者証言の信用性、②DNA鑑定及びアミラーゼ鑑定に対して科学証拠としての許容性、信用性及び証明力を主要な争点とし公判が持たれ、「犯罪の証明がない」として2019年2月20日、無罪判決が出されました。

20200730第2回常任幹事会

東京高裁では、裁判のなかで、豊富な診療例と国際的に確立された診断基準により「女性患者がせん妄状態であったことは明瞭である」ことが示され、事実と科学的道理にかなうのは「控訴棄却判決」＝「外科医師は無罪」しかないことが明らかになりました。それにもかかわらず東京高裁は、「真実の発見」に背を向けた不当判決を言い渡しました。

(2) 特養あずみの里控訴審判決 資料：29～31

7月28日、東京高等裁判所第6刑事部(大熊一之裁判長)は、特養あずみの里業務上過失致死被告事件の控訴審裁判で、長野地裁松本文部の有罪一審判決(罰金20万円)を破棄し、無罪の判決を言渡しました。

事件は、特別養護者人ホームで3時のおやつ時にドーナツを食べた85歳の女性入所者が、突然意識を喪失して心肺停止となり、約1か月後に死亡したというものでしたが、一審判決は、女性はドーナツをのどに詰まらせて窒息したと認定したうえで、被告が女性にドーナツを配ったことが、おやつ形態確認義務違反にあたるとしたものでした。

控訴審判決は、女性は嚥下障害がなく、ドーナツによって窒息することまで予見することはできず、被告にはおやつ形態確認義務はないとして過失を否定し、無罪判決を言渡しました。

(3) 常任幹事会の日程

第3回 8月27日(木)13:30～ 東京労働会館5階地評会議室

第4回 9月24日(木)13:30～ 東京労働会館5階地評会議室

第5回 10月22日(木)13:30～ 東京労働会館5階地評会議室

※「#いのちまもる 医療・社会保障を立て直せ! 10.22総行動」実行委員会は各地域でwebでの集会参加と共同行動(宣伝、スタンディング、学習会など)をいっせいに取り組むことを呼びかけています。また、22日午後から新生存権裁判東京の報告集会を予定しています。そのため、関係団体調整して9月の常幹に提案します。

第6回 11月26日(木)13:30～ 東京労働会館6階地評会議室

(5) 当面の日程

8月

5日(水)13:30～ 中央社保協第10回運営委員会

18:30～ 東京自治研実行委員会

6日(木)15:00～ 社会保障誌編集委員会

7日(金)13:00～ 自由法曹団との懇談

12日(水)10:00～ 介護をよくする東京の会第3回事務局会議

14日(金)12:00～ 「4の日」宣伝

17日(月)13:45～ 消費税廃止東京各界連事務局会議

19日(水)13:30～ 中央社保協関東甲ブロック会議

27日(木)13:30～ 東京社保協第3回常任幹事会

20200730第2回常任幹事会

9月

- 2日(水)13:30～ 中央社保協第64回全国集会
- 6日(日)10:15～ 福祉保育労東京地本第41回大会
- 11:00～ ~~2020年東京母親大会~~←9月20日再延期
- 14日(月)12:00～ 「4の日」宣伝
- 18日(金)12:15～ 昼休み集会(別途社保協独自で知事要請を計画)
- 20日(日)11:00～ ~~2020年東京母親大会~~←中止
- 24日(木)13:30～ 東京社保協第4回常任幹事会

10月

- 7日(水)13:30～ 中央社保協第1回運営委員会
- 22日(木)11:30～ 新生存権裁判東京第7回口頭弁論(終了後報告集会予定)